

令和6年10月30日
鉄道局技術企画課

保安監査の結果に基づく改善指示等の発出について

令和6年9月12日に発出した鉄道車両における輪軸の緊急点検の課程で、鉄道車両の輪軸組立時の作業記録の書き換えが判明したことから、令和6年9月19日以降、東京メトロ、メトロ車両、京王電鉄、京王重機整備、JR東日本、東急電鉄、総合車両製作所に対して鉄道事業法第56条に基づく保安監査を実施しました。

監査で確認された改善すべき事項等を、事業者へ改善指示等として発出しましたので公表します。

また、全国の鉄軌道事業者に対しても、同内容について周知し、必要に応じて見直しを行うよう指導しております。

○保安監査に基づく改善指示

対象事業者：東京メトロ、京王電鉄、東急電鉄

○保安監査に基づく指示

対象事業者：JR東日本

○通達に基づく指導

対象事業者：メトロ車両、京王重機整備、総合車両製作所

一連の経緯について：https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk7_000045.html

- 別紙：
- ・保安監査の結果等による改善指示について
(東京メトロ、京王電鉄、東急電鉄)
 - ・保安監査の結果等による指示について (JR東日本)
 - ・鉄道車両の輪軸の不適切な取扱いに対する対応について
(メトロ車両、京王重機整備、総合車両製作所)
 - ・鉄道車両の輪軸の不適切な取扱いに対する対応について
(全国の鉄軌道事業者)

(問い合わせ先)

鉄道局技術企画課 中野、中山

代表:03-5253-8111(内線 40701, 40763) 直通:03-5253-8546